五まで及び第五条の六の二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五条の五第八項」と、新令第十二条の二の二第三項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで」と、同条第五項中「第五条の六の五まで」とあるのは「第五条の六の二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五条の五第八項」と、新令第十二条の二の三第二項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで」と、同条第四項中「第五条の六の五まで」とあるのは「第五条の五まで及び第五条の六の二から第五条の六の五まで」と、「第五条の五第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五条の五第八項」と、新令第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第三項中「第十条の五の二第三項」とあるのは「第十条の四第三項、第十条の五の二第三項」とする。

3　附則第一項第四号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定（同法附則第一条第四号ホに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二から第十条の三の三までの規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）附則第十条第一項及び第十一条の規定の適用については、同項中「の規定を」とあるのは、「の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定を」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十四条第二項、第十七条第一項第三号、第二十八条第七項及び第三十三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2　法第十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百九十二条の八第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第五条第二項中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改める。

第六条第二項中「同条第九項」を「同条第十四項」に改め、同条に次の四項を加える。

3　所得税法施行令第二百六十六条の二（第一項及び第二項を除く。）の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第四項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十四条第二項に規定する復興特別所得税の額をいう。）」と、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」とあるのは「同条第九項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「贈与の日」とあるのは「贈与の日」と、「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、」と読み替えるものとする。

4　法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第二項及び前項において準用する同条第四項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5　所得税法施行令第二百六十六条の三（第一項から第六項までを除く。）の規定は、法第十八条第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の三第八項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第九項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「贈与の日」と、」とあるのは「贈与の日」と、「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、」と読み替えるものとする。

6　第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第二項」とあるのは「第二百六十六条の三第六項」と、「前項において準用する同条第四項」とあるのは「次項において準用する同条第八項」と読み替えるものとする。

第七条第一項の表第二百六十七条第一項の項中「平成二十三年法律第百十七号。」を削る。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　租税特別措置法施行令第五条の二の三第一項の規定　租税特別措置法第九条の九第二項に規定する契約不履行等事由が生じたことにより同条第一項の規定の適用がなかったものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等につき同法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

第十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第十九項及び第二十項の規定　租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定により徴収及び納付をすべき所得税

第十条第一項第五号中「第二十七条第一項」を「第二十七条の三十二第一項」に、「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める。

第十三条第一項の表所得税法施行令の項中

「第九十七条第一項第二号	の規定	（特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第一項第三号	）の規定	（特別措置法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第一項第四号	）の規定	（特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定」

を

「第九十七条第一項第二号　の規定　（特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定

第九十七条第一項第三号　）の規定　（特別措置法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

第九十七条第一項第四号　）の規定

」